

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 8月16日  
照会部署名 松山東年金事務所適用調査課  
照会担当者 アシスタントインストラクター(厚生年金適用調査課長) 大山 弘晃  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 松本純

(受付番号)

ブロック本部受付番号 厚 No. 2010-16	本部受付番号 No. 2010—935
--------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

出向先から支給された賞与の取り扱いについて

(内容)

出向元で被保険者である社員に対して出向先から賞与が支払われた場合に賞与としての届出が必要となるかご教示ください。

(事例)

- ・ 法人A（適用事業所）から取引先である法人B（適用事業所）へ技術者（使用人）を出向させている。
- ・ 出向社員の労務管理や人事権の帰属は法人Aで、労務遂行の指揮命令権は法人Bが有する。
- ・ 出向時の契約により給料、賞与とともに法人Aが全額支給・負担。法人Aの規程を適用し、法人Aが出向社員に直接支給する。
- ・ 出向社員は法人Aで、社会保険の被保険者である。
- ・ このたび法人Aの経営不振により賞与が不支給だったことから、法人Bの社長の厚意で法人Bの負担で出向社員に賞与を支払うこととした。
- ・ 法人Bが賞与を経費として計上。所得税は源泉徴収する。

- ・出向期間が3～4年残っているため、今後もこうしたケースが発生するかもしれない。

[対応案]

適用先の事業所から支払われたものではないため賞与支払届は不要と考えます。

(ブロック本部回答)

今回の賞与については、法人Bの給与規程等には定めがなく、社長の厚意により臨時的に支給されるものであることから、貴見のとおり賞与支払届は不要と思われるが、当該疑義の内容が諸規程等において明らかにされていないため、品質管理部品質管理グループへの照会を要する。

回答日 平成22年 8月18日  
回答部署名 四国ブロック本部業務支援部厚生年金支援グループ  
回答作成者 マニュアルインストラクター（役職名）厚生年金支援グループ長 渡部 光則  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

ご照会の事例において、出向社員はAの被保険者であり、Bの被保険者ではないこと、また賞与の内容についても社長の厚意により臨時的に支給されているものであると考えられることから賞与ではなく、賞与支払届は不要である。

回答日 平成22年10月18日  
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ  
回答作成者 (一般) 上仁 武  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認  
(軽微なものについてはグループ長)

山上